

令和 8 年度 行橋市ごみ処理実施計画

1 総則

1) 計画の目的

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条第 1 項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 1 条の 3 の規定に基づき、行橋市ごみ処理実施計画を以下のとおり定める。

2) 計画対象区域

行橋市全域

3) 計画期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

2 一般廃棄物の発生量の見込み

ごみの種類と年間計画量

(t/年)

ごみの種類				年間計画量
排出量	収集ごみ	家庭系 一般廃棄物	可燃ごみ	11,854.76
			不燃ごみ	725.31
			資源ごみ	669.64
		事業系 一般廃棄物	粗大ごみ	72.84
			可燃ごみ	5,022.88
			粗大ごみ	377.44
	直接搬入ごみ	家庭系 一般廃棄物	可燃ごみ	524.92
			不燃ごみ	30.93
			粗大ごみ	701.60
		事業系 一般廃棄物	可燃ごみ	344.84
			不燃ごみ	144.08
			粗大ごみ	882.30
	集団回収量			

3 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

ごみ排出抑制の方策とその内容

方策	内容
家庭系一般廃棄物における施策	<p>生ごみの減量化</p> <p>生ごみの減量のため、市民の方々に向けて使いきり・食べきり・水切りを日常的に行っていくよう啓発をしていきます。</p> <p>特に、焼却処理においては水分量の多い生ごみが混入すると、燃焼効率の低下や余分なエネルギー消費につながるため、水切りの徹底はごみ処理コストの縮減にも寄与します。</p> <p>また、生ごみの有効活用を図るため、家庭や事業所から排出される生ごみを堆肥化資源として再利用する取り組みを検討します。</p> <p>これらの取り組みで廃棄物の減量と資源循環を促進させ、持続可能な社会の実現に資する効果を期待します。</p>
食品ロスの削減・食品廃棄物の排出抑制に向けた意識改革	<p>食品ロスの削減や食品廃棄物の抑制を進めるためには、日常生活や事業活動の場面で、食材の購入・保管・調理を適切に行い、無駄を出さないよう意識して取り組むことが重要です。特に、まだ食べられる食品を廃棄せずに活用することは、環境負荷の軽減や資源の有効利用につながるだけでなく、家庭におけるコスト削減にも効果をもたらします。</p> <p>市では、啓発活動や情報提供を通じて、ライフスタイルの改善を促し、食品ロス削減に向けた取り組みを継続的に支援していきます。</p>
30・10運動の啓発	<p>福岡県と連携して市では「30・10運動」の普及啓発に取り組んでいきます。</p> <p>これは、宴会や会食の開始後30分間は席に着いて料理をしっかりと楽しみ、また終了前10分間は再度席に戻って残った料理を食べきることを呼びかける運動です。</p> <p>利用者一人ひとりが意識して行動することで、まだ食べられる料理の廃棄を防ぎ、食品ロスの削減と持続可能な消費行動の実現につなげることを目指しています。</p>
環境学習・環境教育の推進	<p>学校や地域における環境教育や学習活動を通じて、子供から大人まで幅広い世代が廃棄物削減や食品ロス防止の重要性を理解し、日常生活の中で自ら行動できる意識を育むことを目指します。こうした教育活動は、単なる知識の習得にとどまらず、環境問題を自分事として捉え、持続可能な社会の形成に主体的に関わる姿勢を養うものです。</p> <p>具体的には、学校教育の場においては授業や体験学習を通じて環境保全の意義を学び、地域においては講座等を通じて市民が実践的に参加できる機会を提供します。</p> <p>これにより、子どもたちは次世代の担い手として環境意識を高め、大人は日常生活や事業活動において持続可能な行動を選択する力を身につけることが期待されます。</p> <p>さらに、学習機会の充実や教育者との連携促進を図ることで、教育の効果を地域全体に広げ、環境保全を担っていく次世代の人材育成も行っていきます。</p>

方策		内容
事業系一般廃棄物における施策	生ごみの資源化、学校などから排出される食品廃棄物のリサイクル推進	事業活動から発生する食品廃棄物について、再利用・リサイクルを促進し、堆肥化等による資源化を図ります。 また、事業者が地域イベントや教育活動と連携して取り組むことで、資源の有効活用や持続可能な消費に対する社会全体の意識向上につなげます。
	多量排出事業者への減量等の指導・減量化計画の策定	多量に廃棄物を排出する事業者に対しては、廃棄物削減計画の提案や適切な分別・排出に関する指導を強化します。法令遵守の徹底を図るとともに、排出抑制効果を高めるための技術支援や情報提供を進め、事業者自らが継続的かつ効率的にごみ収集ができる仕組みを構築します。
	公共施設における減量やリサイクルの率先的な実施	市が管理する公共施設において、率先して廃棄物の発生抑制、分別の徹底、リサイクルの推進を実施し、事業者や市民にとって模範となる取り組みを展開します。
再生利用の促進における施策	広報等によるごみ分別の正しい知識の周知	市民の方々が正しく分別できるよう、広報媒体、デジタルツール等を活用して、ごみ分別のルールを分かりやすく周知します。例えば、リサイクルボックスや資源ごみ拠点回収の整備、地域で行われる集団回収情報の提供、日常的ではない使用済み家電や粗大ごみ排出方法についてなど、国の動向を注視し広報活動や周知啓発に取り組めます。 市民の方々に適切な排出ルールを理解していただくことで、収集作業の効率化と安全性の確保、不適正排出の防止、地域の美化推進につなげます。
	リサイクルボックスなどの拠点回収場所の整備	リサイクルボックスや拠点回収の設置、集団回収情報の提供など、市民が分別に取り組むやすい環境を整備します。
	生ごみ処理機器設置費補助金制度の普及	家庭における生ごみの減量と資源化を推進するため、生ごみ処理機器の導入支援に関する普及啓発を進めます。
	廃食用油再生事業の推進	家庭等で発生する廃食用油の回収と再生利用を推進します。再生燃料等として活用することで、資源循環を促進し、廃棄物処理負担の軽減、温室効果ガス排出削減への寄与を図ります。
適正処理の推進における施策	剪定枝の再資源化促進	剪定枝や伐採木などを回収し、再資源化する取り組みを行橋市・みやこ町清掃施設組合と連携し、焼却処理における負担の低減と資源循環の促進を図ります。
	資源ごみの分別徹底と再資源化	紙類、プラスチック、金属などの資源ごみを分別して回収し、リサイクルを徹底することで資源の有効利用を促進します。
	高齢者等、ごみ出し困難者の支援	ごみ排出が困難な高齢者・障がい者等に対し、ふれあい収集などの支援サービスを提供し、地域で安心して生活できる環境を整えます。
	ごみ組成調査による4Rの推進	ごみの組成調査を実施し、ごみの種類や排出状況、資源化可能物の含有状況を把握します。調査結果を基に、適正排出・拒否（リフューズ）、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）といった4Rの取り組みを推進します。また、調査結果を住民や事業者に公表し、分別の改善や消費行動の見直しにつなげ、4Rの実践を促進します。

4 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

ごみの分別区分・排出方法・収集回収

分別区分		排出方法	収集回収	
家庭系 ごみ	燃えるごみ	生ごみ 食用油 再生できない紙くず ゴム 革製品 木製品 ビニール製品 CD・DVD 草・花類 植木の枝や落ち葉・木切れ	もえるごみ専用 指定袋に入れる	週2回
	燃えないごみ (カン類・ビン類)	缶類 スプレー缶・卓上ガスボンベ びん類	カンおよびビン類 専用袋に入れる	週2回
	カン・ビン類以外の 燃えないごみ	プレーヤー類ラジオ 小型の家電製品 刃物類 割れガラス 茶わん・皿	カン・ビン類以外 もえないごみ専用 袋に入れる	
	資源物 (プラスチック製容 器包装)	プラスチック製容器包装	資源ごみ専用袋に 入れる	週2回
	資源物 (新聞紙や雑誌 衣類等)	新聞紙や雑誌 衣類等	資源ごみ専用ひも で縛る	週1回 (毎週 水曜)
	ペットボトル	ペットボトル	資源ごみ専用袋に 入れる	週1回 (毎週 水曜)
	粗大ごみ (燃えるごみ)	座椅子 ベッド・ソファ 布団 障子 カーペット キャリーバッグ OAチェア チャイルドシート ベビーカー ふすま 木製の机や椅子 その他の家具	粗大ごみ専用 シールを貼る	年4回
粗大ごみ (燃えないごみ)	扇風機 自転車 石油ストーブ	粗大ごみ専用 シールを貼る	月2回	
事業系 ごみ	燃えるごみ	台所の生ごみ 草、小枝 写真 レシート用紙 紙おむつ(汚物は取り 除く) ティッシュペーパー	許可業者または 直接搬入	—
	燃えないごみ (カン・ビン類)	缶類 スプレー缶・卓上ガスボンベ びん類		—
	カン・ビン類以外の 燃えないごみ	プレーヤー類ラジオ 小型の家電製品 刃物類 割れガラス 茶わん・皿		—
	粗大ごみ (燃えるごみ)	座椅子 ベッド・ソファ 布団 障 子 カーペット キャリーバッグ OAチェア チャイルドシート ベビーカー ふすま 木製の机や椅子 その他の家具		
	粗大ごみ (燃えないごみ)	扇風機 自転車 ストーブ		

5 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

計画とその内容

計画	項目	内容
排出抑制・再資源化計画	排出抑制・再資源化に関する概要	<p>循環型社会の形成を目指し、ごみの発生抑制を最優先の取り組みとしたうえで、適正処理の徹底及び再利用・再資源化のさらなる推進を図ります。</p> <p>市民一人ひとりがごみを出さない・減らすという意識を持ち、日常生活や事業活動の中で無駄を省くことにより、ごみ発生量の継続的な削減を実現することを基本方針としています。</p> <p>また、リサイクル率については、現状を維持しつつ、可能な限り向上を図ることを目標とします。そのために、市民・事業者に対し、分別ルールへの遵守をより一層促すとともに、広報活動や環境学習を通じた周知・啓発を継続的に実施し、誰もが取り組みやすい環境づくりを進めます。</p> <p>これらの取り組みにより、総排出量削減とリサイクル率維持の両立を図り、地域全体で資源循環型の社会づくりを推進します。</p>
収集・運搬計画	収集・運搬に関する概要	<p>地域の生活環境や人口動態、ごみ処理・収集体制の現状を踏まえ、本市では、より効率的かつ安全性の高い分別収集体制の構築を進めます。</p> <p>特に、資源物の分別精度向上と市民の利便性の確保を両立させるため、収集回数や収集方法の見直しにあたり、地域の実情を考慮し、民間事業者とも連携しながら、必要に応じて柔軟な改善措置を講じます。</p> <p>また、地震や浸水害などの大規模災害が発生した場合には、多量の災害廃棄物が短期間に集中して発生し、平常時の取り組みだけでは対応が困難となることを見込まれます。</p> <p>このため、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を可能とする計画的な仕組みづくりを平時から進め、行政・関係機関・市民が連携した円滑な対応体制を構築します。</p> <p>さらに、今後ますます高齢化が進むことを踏まえ、高齢者世帯など多様な世帯構成に配慮した分別や排出方法、収集サービスについて検討を深めることで、誰もが安心して利用できる包摂的なごみ収集体制を実現します。</p> <p>これらの取り組みを通じて、地域特性に応じた最適な収集運搬体制の確立を図り、持続可能な資源循環型都市づくりを推進します。</p>
中間処理計画	中間処理に関する目標	<p>可燃ごみについては北九州市の焼却施設で処理を行い、不燃ごみは行橋市の民間施設にて処理を行っています。</p> <p>今後は、さらなる資源回収の推進と最終処分量の削減を図るため、分別の徹底と減容化に資する取り組みを着実に進め、今後の状況を見据えながら、新たな施設の整備も視野に検討していきます。</p> <p>これにより、廃棄物の適正処理体制の強化と、持続可能な資源循環の実現を目指します。</p>
最終処分計画	最終処分の目標	<p>当面、外部委託による対応を継続し、区域外における最終処分場の安定的な確保を図ります。</p> <p>あわせて、長期的な視点から、本市域内における最終処分場整備の可能性や、広域連携による共同確保のあり方について、県および関係自治体と連携しながら検討を進めます。</p> <p>これにより、将来にわたり持続可能な最終処分体制の構築を目指します。</p>

6 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

処理施設の概要

○ごみ処理施設

項目	内容	
名称	みやこ処理場	
	リレーセンター	ストックヤード
処理対象	可燃ごみ、可燃性粗大ごみ	プラスチック製容器包装、白色トレイ
処理能力	143t/5時間	2.6t/5時間
稼働開始年月	平成17年3月10日	平成18年3月28日

項目	内容	
名称	日豊清掃センター不燃物リサイクル工場	
処理対象	不燃物	
処理能力	25t/日(5時間)	
稼働開始年月	平成12年8月11日	

ごみ処理の概要

ごみの種類	処理の方法
燃やせるごみ	焼却施設にて焼却後、焼却灰・焼却残渣は埋立
燃やせないごみ	破碎・選別し、可燃物は焼却、不燃物は埋立、資源物は資源化
ビン類	選別しストックヤードにて保管後、資源化
カン類	缶圧縮機にて圧縮し保管後、資源化
プラスチック製 容器包装	処理棟にて選別、機械圧縮し保管後、資源化
古紙類・古布類	処理棟にて分別し保管後、資源化
ペットボトル	ペットボトル減容器にて圧縮し保管後、資源化

7 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

計画とその内容

項目	内容
市民及び事業者の協力	市民及び事業者には、環境への負荷が少ない生活及び事業活動を行っていくことが求められ、行政による仕組みづくりや呼びかけが必要となり、今後、三者の協力体制を確立するため、三者の役割を周知する。